

令和 3 年度の障がい者虐待に係る本市状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に基づき連携協力体制について、本市が対応した障がい者虐待に係る事例の共有について、令和3年度の本市状況について以下のとおり報告します。

●養護者による障がい者虐待

事例1 障がい種類 精神

【相談・申出等】養護者（同棲中の交際相手）から警察へ連絡、警察から福祉課に情報提供

本人（40代）と養護者（50代）の間で口論になり、養護者が本人を叩いた。

【対応】

養護者が本人を叩いたことを認めていることから、身体的虐待と認定しました。福祉課より本人に連絡した際には、仲直りしており、養護者からの暴力もないということでした。本人には、暴力等で身の危険を感じたときは、警察に連絡するように伝え、養護者に対しては暴力を振るわないように伝え、悩みなどがあれば、福祉課へ連絡するように伝えました。

●障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

事例1 障がい種類 知的

【相談・申出等】施設から福祉課に報告

障がい者が障害福祉サービスを利用中、他の利用者と会話していたが、次第に障がい者の言葉遣いが乱暴になり、会話の内容が卑猥になってきたことから、施設職員が「いい加減にしろ」といい、障がい者が座っていた椅子を蹴った。障がい者は椅子をいきなり蹴られたことから不安を感じ、眠れなくなった。

【対応】

山城北保健所と合同で事業所に聞き取り調査を実施しました。調査の結果、不安を感じ、眠れなくなったことから、心理的虐待と認定しました。本事例の発生意因として、障がい者のいるグループの他の利用者の多くは音の刺激に弱く、静かな環境で支援を受けており、暴言、卑猥な発言がエスカレートしてきた障がい者に対して注意すべき事案ではあったが、他の支援員が適切な声掛け・注意をしなかったこと、逆に発言を助長させる、などの要因が複数重なり、今回の行為に至ってしまったものと考えられます。事業所には指導を行い、施設職員には事業所から再度、研修が実施されました。

事例2 障がい種類 知的

【相談・申出等】施設から福祉課に報告

施設で音楽療法プログラムの最中に障がい者が周りにつばをかける行為を行ったことから、施設職員が障がい者のつばが周りにかからないようにタオルを口で押えた。

【対応】

山城北保健所と合同で事業所に聞き取り調査を実施しました。調査の結果、支援として利用者をタオルで口を押える場合は、支援計画等で必要な支援であることを明記し、かつ、施設内にその旨を周知する必要がある、今回、支援計画に記載のないこと、施設としてもタオルを口で押える行為は不適切であるとの認識を示されていることから、本件は身体的虐待に該当すると判断しました。本事例の発生要因として、職員は利用者を強制的に座らせる、利用者の荷物を乱暴に扱う、利用者が大声を出した際に声掛けなくタオルで口をおおう、などの行為があり、他の支援員からの注意にもあまり納得されず、口論になることもあったことから、虐待者の支援の在り方や虐待行為への理解の低さが発生要因として考えられます。事業所には指導を行い、施設職員には事業所から再度、研修が実施されました。